

登録の流れ（包括登録申請の場合）

※下記記載情報は変更される可能性があります。最新情報は各管轄の総合通信局のホームページをご確認ください。

1. 包括登録申請
包括登録申請
(電波法第27条の32)

必要書類：

- ・無線局包括登録（包括再登録）申請書
 - ・登録状返信用封筒（切手貼付/宛先記載）
- ※登録状の大きさは、A4サイズになります。
- ・手数料：2,900円 / 件
- ※「無線局包括登録申請書」の所定欄に、2,900円分の収入印紙を貼ります。

申請先：

登記簿上住所の都道府県を管轄する地方総合通信局の該当課（「総合通信局一覧」参照）のLoRa担当宛へ申請

※企業で使用する場合は、個人ではなく、企業としての登録をお願いします。

※無線局登録状を受領後、無線局の開設（利用開始）が可能となります。

無線局登録状の受領
※不備が無ければ、15日以内に発給

2. 開設届の提出

必要書類：

- ・登録局の開設（又は変更）届出書

提出先：

無線設備の常置場所の都道府県を管轄する地方総合通信局に提出

※包括登録申請だけでは、手続きは完了していません。開設届けの手続きを怠ると、届出手続き義務違反となり30万円以下の罰金に処せられます。

振込票の受領

3. 電波使用料の支払い

利用開始

